

令和4年3月第16回亶理町議会定例会会議録（第6号）

○ 令和4年3月15日第16回亶理町議会定例会は、亶理町役場議事堂に招集された。

○ 応招議員（18名）

1 番 小野 一雄                      2 番 鈴木 邦彦

3 番 高野 進                        4 番 結城 喜和

5 番 安藤 美重子                  6 番 大槻 和弘

7 番 鈴木 秀一                      8 番 小野 明子

9 番 佐藤 邦彦                      10番 木村 満

11番 森 義洋                        12番 渡邊 健一

13番 澤井 俊一                      14番 佐藤 正司

15番 鈴木 高行                      16番 熊田 芳子

17番 鈴木 邦昭                      18番 佐藤 實

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（18名）                  応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名）                  不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 田 周 伸	副 町 長	三 戸 部 貞 雄
総 務 課 長	牛 坂 昌 浩	企 画 課 長	齋 義 弘
財 政 課 長	大 堀 俊 之	税 務 課 長	佐 藤 文 行
町 民 生 活 課 長	岡 崎 詳 子	福 祉 課 被災者支援班長	丸 子 純 子
長 寿 介 護 課 長	橋 元 栄 樹	子 ども 未 来 課 長	岩 泉 文 彦
健 康 推 進 課 長	齋 藤 彰	農 林 水 産 課 長	菊 池 広 幸
商 工 観 光 課 長	関 本 博 之	都 市 建 設 課 長	袴 田 英 美
施 設 管 理 課 長	佐々木 厚	上 下 水 道 課 長	齋 藤 秀 幸
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	菊 地 邦 博	教 育 課 長	奥 野 光 正
教 育 次 長	南 條 守 一	教 育 総 務 課 長	太 田 貴 史
生 涯 学 習 課 長	片 岡 正 春	農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 田 勝 徳
選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	牛 坂 昌 浩	代 表 監 査 委 員	渋 谷 憲 之

○ 事務局より出席した者の職氏名

事 務 局 長	西 山 茂 男	参 事 兼 庶 務 班 長	佐 藤 貴
主 査	片 岡 工		

議事日程第6号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
議長諸報告
- 日程第 2 追加議案の説明
- 日程第 3 議案第 16 号 令和 4 年度亶理町一般会計予算
- 日程第 4 議案第 17 号 令和 4 年度亶理町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 5 議案第 18 号 令和 4 年度亶理町奨学資金貸付特別会計予算
- 日程第 6 議案第 19 号 令和 4 年度亶理町土地取得特別会計予算
- 日程第 7 議案第 20 号 令和 4 年度亶理町介護保険特別会計予算
- 日程第 8 議案第 21 号 令和 4 年度わたり温泉島の海特別会計予算
- 日程第 9 議案第 22 号 令和 4 年度亶理町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 10 議案第 23 号 令和 4 年度亶理町工業用地等造成事業特別会計予算
- 日程第 11 議案第 24 号 令和 4 年度亶理町水道事業会計予算
- 日程第 12 議案第 25 号 令和 4 年度亶理町公共下水道事業会計予算  
  
(以上 10 件一括議題・特別委員会委員長報告)
- 日程第 13 議案第 26 号 亶理町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 14 議案第 27 号 亶理町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 15 議案第 28 号 亶理町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 16 議案第 1 号 亶理町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 17 陳情第 6 号 米の需給調整および米価下落・稲作経営農家支援対策に関する緊急要請
- 日程第 18 陳情第 1 号 インボイス制度（適格請求書等保存方式）からシルバー会員の適用除外を求める意見書の提出について
- 日程第 19 決議案第 1 号 ロシアによるウクライナへの侵略に断固抗議する決議案について

日程第20 委員会の閉会中の継続調査申出について

午前10時00分 開議

議長（佐藤 實議長） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤 實議長） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第124条の規定により、8番 小野明子議員、9番 佐藤邦彦議員を指名いたします。

議長諸報告

議長（佐藤 實議長） 次に、諸般の報告をいたします。

第1、町長より説明員変更の通知がありました。福祉課佐藤課長に代わり福祉課被災者支援班丸子班長が説明員として出席しますので、ご了承願います。

第2、請願・陳情等についてであります。陳情1件を受理しております。写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

第3、町長提出議案についてであります。町長から追加議案3件が提出されております。

第4、予算審査特別委員長から審査報告を受理しております。

第5、議員提出議案についてであります。議会運営委員長から条例案1件を受理しております。

第6、決議案についてであります。議会運営委員長から決議案1件を受理しております。

第7、産業建設常任委員長から陳情審査報告書が提出されております。

第8、各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続調査の申出を受理しております。

以上で諸般の報告を終わります。

## 日程第2 追加議案の説明

議長（佐藤 實議長） 日程第2、追加議案の説明を求めます。町長、登壇。

〔町長 山田周伸 町長 登壇〕

町長（山田周伸町長） 令和4年第16回亶理町議会定例会追加議案の説明を申し上げます。

本日、追加議案としてご提案申し上げご審議賜りますのは、議案3件であります。よろしくご審議方をお願い申し上げます。

それでは、その概要についてご説明を申し上げます。

議案第26号 亶理町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例であります。人事院規則及び人事院運用通知の改正内容等を踏まえ、非常勤職員の育児休業等の取得要件を緩和するとともに、育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するため条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第27号 亶理町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び議案第28号 亶理町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましては、令和3年の人事院勧告を踏まえ期末手当に係る支給率を改定するとともに、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置を設けるため関係条例の一部を改正するものであります。

以上、追加提出議案についてご説明申し上げましたが、なにとぞ慎重ご審議賜りまして、原案どおり可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（佐藤 實議長） 追加議案の説明が終わりました。

日程第3 議案第16号 令和4年度亶理町一般会計予算

日程第12 議案第25号 令和4年度亶理町公共下水道事業会計予算

（以上10件一括議題）

議長（佐藤 實議長） 日程第3、議案第16号 令和4年度亶理町一般会計予算から、日程第12、議案第25号 令和4年度亶理町公共下水道事業会計予算までの以上10件を

一括議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實議長） 本件に関し、予算審査特別委員長の報告を求めます。委員長、登壇。

〔予算審査特別委員長 登壇〕

予算審査特別委員長（熊田芳子委員長） それでは、委員会報告書を読み上げまして報告いたします。

令和4年3月14日

亙理町議会

議長 佐藤 實殿

予算審査特別委員会

委員長 熊田芳子

#### 委員会審査報告書

本委員会に付託の事件を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

#### 記

1、付託事件。議案第16号 令和4年度亙理町一般会計予算、議案第17号 令和4年度亙理町国民健康保険特別会計予算、議案第18号 令和4年度亙理町奨学資金貸付特別会計予算、議案第19号 令和4年度亙理町土地取得特別会計予算、議案第20号 令和4年度亙理町介護保険特別会計予算、議案第21号 令和4年度わたり温泉島の海特別会計予算、議案第22号 令和4年度亙理町後期高齢者医療特別会計予算、議案第23号 令和4年度亙理町工業用地等造成事業特別会計予算、議案第24号 令和4年度亙理町水道事業会計予算、議案第25号 令和4年度亙理町公共下水道事業会計予算。

2、審査の結果。令和4年3月第16回亙理町議会定例会において、当委員会に付託された令和4年度亙理町一般会計予算外9件の審査を3月9日から3月14日までの期間において4日間委員会を開催いたしました。

審査に当たっては、担当課長等に説明員として出席を求めました。

3月9日水曜日、議案第16号 令和4年度亙理町一般会計予算、歳入全部、歳出第1款議会費、第2款総務費、第3款民生費、第4款衛生費、第9款消防費、第12

款公債費、第13款予備費審査。

3月10日木曜日、議案第16号 令和4年度亘理町一般会計予算、歳出第5款労働費、第6款農林水産業費、第7款商工費、第8款土木費、第10款教育費、第11款災害復旧費審査。議案第18号 令和4年度亘理町奨学資金貸付特別会計予算審査。

3月11日金曜日、議案第17号 令和4年度亘理町国民健康保険特別会計予算審査。議案第19号 令和4年度亘理町土地取得特別会計予算審査。議案第20号 令和4年度亘理町介護保険特別会計予算審査。議案第22号 令和4年度亘理町後期高齢者医療特別会計予算審査。議案第23号 令和4年度亘理町工業用地等造成事業特別会計予算審査。議案第24号 令和4年度亘理町水道事業会計予算審査。議案第25号 令和4年度亘理町公共下水道事業会計予算審査。

3月14日月曜日、現地調査。

3、審査の結果。各会計予算審査の結果、各予算とも原案のとおり可決すべきものと決しました。

4、要望事項がございます。WATARI TRIPLE C PROJECTにおいて委託業者である株式会社ワンテーブルとの協議経過及び事業の進捗状況（協議状況を含む）を定例会前の全員協議会で担当課からの説明を要望いたします。

以上で報告といたします。

議長（佐藤 實議長） 委員長の報告が終わりました。

この際、お諮りいたします。議案第16号から議案第25号までの以上10件については、議長を除く17人の委員をもって4日間審議いたしました。よって、質疑は先例に従い省略し、議案ごとに討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 異議なしと認めます。よって、議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第16号 令和4年度亘理町一般会計予算について討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 討論なしと認めます。

これより議案第16号 令和4年度亘理町一般会計予算の件を起立により採決いた

します。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實議長） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第16号 令和4年度亙理町一般会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号 令和4年度亙理町国民健康保険特別会計予算について討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 討論なしと認めます。

これより議案第17号 令和4年度亙理町国民健康保険特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實議長） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第17号 令和4年度亙理町国民健康保険特別会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号 令和4年度亙理町奨学資金貸付特別会計予算について討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 討論なしと認めます。

これより議案第18号 令和4年度亙理町奨学資金貸付特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實議長） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第18号 令和4年度亙理町奨学資金貸付特別



会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号 令和4年度亙理町土地取得特別会計予算について討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 討論なしと認めます。

これより議案第19号 令和4年度亙理町土地取得特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實議長） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第19号 令和4年度亙理町土地取得特別会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号 令和4年度亙理町介護保険特別会計予算について討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 討論なしと認めます。

これより議案第20号 令和4年度亙理町介護保険特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實議長） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第20号 令和4年度亙理町介護保険特別会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号 令和4年度わたり温泉鳥の海特別会計予算について討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 討論なしと認めます。

これより議案第21号 令和4年度わたり温泉鳥の海特別会計予算の件を起立によ

り採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實議長） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第21号 令和4年度わたり温泉島の海特別会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号 令和4年度亘理町後期高齢者医療特別会計予算について討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 討論なしと認めます。

これより議案第22号 令和4年度亘理町後期高齢者医療特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實議長） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第22号 令和4年度亘理町後期高齢者医療特別会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号 令和4年度亘理町工業用地等造成事業特別会計予算について討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 討論なしと認めます。

これより議案第23号 令和4年度亘理町工業用地等造成事業特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實議長） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第23号 令和4年度亘理町工業用地等造成事

業特別会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号 令和4年度亶理町水道事業会計予算について討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 討論なしと認めます。

これより議案第24号 令和4年度亶理町水道事業会計予算の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實議長） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第24号 令和4年度亶理町水道事業会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号 令和4年度亶理町公共下水道事業会計予算について討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 討論なしと認めます。

これより議案第25号 令和4年度亶理町公共下水道事業会計予算の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實議長） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第25号 令和4年度亶理町公共下水道事業会計予算は原案のとおり可決されました。

以上で一括議題に係る討論・採決は終了いたしました。

日程第13 議案第26号 亶理町職員の育児休業等に関する条例の一部  
を改正する条例

議長（佐藤 實議長） 日程第13、議案第26号 亶理町職員の育児休業等に関する条例の

一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實議長） 当局から提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（牛坂昌浩課長） それでは、議案第26号についてご説明いたします。追加議案書の1ページをお開き願います。

議案第26号 亘理町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

亘理町職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

今回の改正につきましては、令和4年2月の人事院規則及び人事院運用通達の改正内容に踏まえまして、国家公務員と同様に非常勤職員の育児休業等の取得要件を緩和するとともに、育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するため改正を行うものになります。

それでは、新旧対照表で説明いたしますので、新旧対照表1ページをお開き願います。

第2条第4号アの（ア）の引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員の育児休業等の取得要件を廃止し、（イ）では特定職の文言を整理し、（イ）及び（ウ）をそれぞれ（ア）と（イ）に繰り上げるものになります。

次に2ページになります。第17条では第2号の次のいずれにも該当するを勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定めるに改め、アとイの要件を廃止するものになります。

次に新旧対照表3ページになりますが、第21条に妊娠または出産等についての申出があった場合の措置、第22条に勤務環境の整備に関する措置を追加し、育児休業等を取得しやすい勤務環境の改善を図るものになります。

議案書2ページに戻りまして、附則としてこの条例は令和4年4月1日から施行するものになります。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實議長） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 討論なしと認めます。

これより議案第26号 亶理町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 異議なしと認めます。よって、議案第26号 亶理町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第27号 亶理町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議長（佐藤 實議長） 日程第14、議案第27号 亶理町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（牛坂昌浩課長） それでは、議案第27号についてご説明いたします。追加議案書の3ページをお開き願います。

議案第27号 亶理町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

亶理町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

今回の改正につきましては、令和3年の人事院勧告を踏まえ令和4年度の期末手当の支給月数を0.15月、再任用職員については0.1月引き下げるとともに、令和4年6月に支給する期末手当の額は令和3年度の引き下げ相当額を減額調整し支給するものになります。

説明については新旧対照表にて説明いたしますので、新旧対照表の4ページをお開き願います。

第16条第2項中、100分の127.5を100分の120に改め、第3項中、再任用職員については100分の72.5を100分の67.5に改めるものになります。

議案書3ページに戻りまして、附則第1項施行期日は公布の日から、第2項として令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置として令和4年6月に支給する期末手当の額はこの条例による改正後の亶理町職員の給与に関する条例第16条第2項、同条第3項の規定により読み替えて適用する場合並びに亶理町会計年度任用

職員の給与及び費用弁償に関する条例第15条第1項及び第23条第1項において準用する場合を含む及び第16条第4項から第6項までもしくは第21条第1項から第3項までもしくは第5項または公益法人等への職員の派遣等に関する条例第4条の規定に関わらずこれらの規定により算定される期末手当の額を基準額として、基準額から令和3年12月に支給された期末手当の額に同月1日における次の各号に掲げる職員の区分ごとにそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額、調整額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となる場合は期末手当は支給しない。第1号再任用職員以外の職員として正規職員、会計年度任用職員については127.5分の15、第2号として再任用職員、任期付職員については72.5分の10を減じることになります。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實議長） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 討論なしと認めます。

これより議案第27号 亶理町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 異議なしと認めます。よって、議案第27号 亶理町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第28号 亶理町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

議長（佐藤 實議長） 日程第15、議案第28号 亶理町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（牛坂昌浩課長） それでは、議案第28号についてご説明いたします。追加議案書の5ページをお開き願います。

議案第28号 亶理町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例。

亶理町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

今回の改正につきましては、議案第27号と同様に令和3年の人事院勧告を踏まえ令和4年度の期末手当の支給月数を0.1月引き下げるとともに、令和4年6月に支給する期末手当の額について令和3年12月の引き下げ相当額を減額し支給するものになります。

それでは新旧対照表で説明いたしますので、5ページをお開き願います。

第4条第2項中、100分の167.5を100分の162.5に改めるものです。

議案書5ページに戻ります。附則第1項施行期日は公布の日から施行する。第2項として、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置として令和4年6月に支給する期末手当の額は改正後の亶理町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例第4条の規定により算定される期末手当の額から令和3年12月に支給された期末手当の額に165.5分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實議長） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 討論なしと認めます。

これより議案第28号 亶理町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 異議なしと認めます。よって、議案第28号 亶理町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり

り可決されました。

日程第16 議発第1号 亶理町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

議長（佐藤 實議長） 日程第16、議発第1号 亶理町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提案者からの提案理由の説明を求めます。議会運営委員長、登壇。

〔議会運営委員長 登壇〕

議会運営委員長（結城喜和委員長） 議発第1号

亶理町議会議長 佐藤 實殿

提出者 議会運営委員会委員長 結城喜和

賛成者 副委員長 佐藤正司

委員 大槻和弘

鈴木秀一

森 義洋

鈴木高行

熊田芳子

亶理町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び亶理町議会会議規則第13条第1項の規定により提出をいたします。

提出理由といたしまして、民間企業の支給割合との均衡を図るため令和3年8月10日に人事院勧告が勧告されました。議員に対する人事院勧告はなされていないものの、期末手当に関する人事院勧告に準拠し年間で0.1月分引き下げるものであります。また、令和4年6月に支給する期末手当の額は改正後の亶理町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第5条の規定により算定される期末手当の額から令和3年12月に支給された期末手当の額に167.5分の10を乗じて得た額を減じた額とするものであります。

議発第1号 亶理町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の



一部を改正する条例。

亘理町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成3年亘理町条例第20号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中、100分の167.5を100分の162.5に定める。附則といたしまして、  
1 この条例は令和4年4月1日から施行する。令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置であります。2、令和4年6月に支給する期末手当の額は改正後の亘理町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第5条の規定により算定される期末手当の額から令和3年12月に支給された期末手当の額に167.5分の10を乗じて得た額を減じた額とするものであります。

議長（佐藤 實議長） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 討論なしと認めます。

これより議発第1号 亘理町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 異議なしと認めます。よって、議発第1号 亘理町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第17 陳情第6号 米の需給調整および米価下落・稲作経営農家支援対策に関する緊急要請

議長（佐藤 實議長） 日程第17、陳情第6号 米の需給調整および米価下落・稲作経営農家支援対策に関する緊急要請の件を議題といたします。

本案に関し、産業建設常任委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長、登壇。

〔産業建設常任委員長 登壇〕

産業建設常任委員長（森 義洋委員長） それでは、陳情審査報告書、それと意見書の朗読をもって報告いたします。

令和4年2月17日

亙理町議会議長 佐藤 實殿

産業建設常任委員会委員長 森 義洋

#### 陳情審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので会議規則第93条第1項の規定により報告いたします。

受理番号、受理年月日、第6号、令和3年10月4日。付託年月日、令和3年12月2日。件名、米の需給調整及び米価下落・稲作経営農家支援対策に関する緊急要請。

審査結果、採択とすべきもの。

委員会の意見、別紙のとおりでございます。

委員会の意見。令和3年12月2日開催の定例会において本委員会に付託されました米の需給調整及び米価下落・稲作経営農家支援対策に関する緊急要請（以下、要請という）について、令和4年1月19日にみやぎ亙理農業協同組合の代表理事組合長及び営農部営農部長より要請の願意について説明を求め、質疑等を行った。

みやぎ亙理農業協同組合の代表理事組合長からの説明によれば、新型コロナウイルスの感染拡大の影響から業務用米を中心に需要が落ち込んだことで全国的に持ち越し在庫が高止まりし、需要が見通しにくいこと等が主な米価の下落要因であり、今後の新型コロナウイルスの感染状況によってはさらに需給緩和が進み、価格下落・低迷が継続していく懸念があるとのことであった。また、現状の米需給環境が改善しないと価格回復は見通せないことから、今後も稲作農家、担い手経営体の所得と経営に甚大な影響が危惧されるとのことであった。

本委員会としては地域農業の持続的発展に向けて稲作農家担い手経営体が将来の水田農業経営を展望できるよう、そして米の需給環境改善による経営安定が図られるよう対策を求める当要請の願意は妥当であるとの立場である。

以上のことから、本委員会としては採択すべきものと決しました。

続いて、意見書でございます。

## 米の需給調整及び米価下落・稲作経営農家支援対策に関する意見書

令和3年度産米の概算金については、本県をはじめとする全国の米産地で大幅な下落となり、所得減少による稲作農家への支援対策が喫緊の課題となっている。新型コロナウイルス感染拡大の影響から業務用米を中心に需要が落ち込んだことで、全国的に持ち越し在庫が高止まりし需要が見通しにくいこと等が主な米価の下落要因である。農林水産省が令和3年11月19日に食料部会で公表した米柄の需給及び価格の安定に関する基本指針（令和3年11月）では、令和3年6月末民間在庫218万トンと適正水準を大幅に上回っている。また、令和3年産の作付については市町村農業再生協議会と稲作農家の努力によって全国で飼料用米等への作付転換が過去最大規模の6.3万ヘクタールに及び行われたものの、令和4年6月末の民間在庫は213万から217万トンの見通しとなっている。加えて、今後の新型コロナウイルス感染状況によってはさらに需給緩和が進み価格下落、低迷が継続していく懸念がある。現状の米需給環境が改善しないと価格回復は見通せないことから、今後も稲作農家、担い手経営体の所得と経営に甚大な影響が危惧される。については、地域農業の持続的発展に向けて稲作農家、担い手経営体が将来の水田農業経営を展望できるよう、そして米の需給環境改善による経営安定が図られるよう、下記事項について強く要望する。

### 記

1、令和3年産米について過去最大規模の作付転換を行ったものの、今般のコロナ禍による予期せぬ需要減等及び平年作を上回る作柄によって需給が大きく緩和していることから、的確な対策を講じ需給環境の改善を図ること。

2、コロナ禍による生活困窮者や学生、子ども食堂、フードバンクへの国産米提供等による消費拡大の取組に向けた支援拡充を図る等、需要促進・拡大対策を積極的に講ずること。

3、平成26年にも生産調整が守られず米価が下落した経緯があり、米価格の維持上昇に約3年の期間を要したが、今回は令和4年産米以降の米価が再び下落とならぬよう水田フル活用交付金の確保並びに継続した水田農業を維持可能なスマート農業導入支援・農地バンクによる担い手へのさらなる農地の集積・集約対策を促進されたい。

4、国が示す令和4年産主食用米の生産の目安に対し各都道府県が統一した取組

を実施するよう農林水産省が率先して通達し、さらなる深掘りとならない施策を強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年

衆議院議員殿

参議院議長殿

内閣総理大臣殿

農林水産大臣殿

宮城県亘理町議会議長 佐藤 實

以上でございます。

議長（佐藤 實議長） 委員長の報告が終わりました。これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 討論なしと認めます。

これより陳情第6号 米の需給調整及び米価下落・稲作経営農家支援対策に関する緊急要請の件を採決いたします。

この採決は起立により行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択とすべきものであります。この陳情に賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實議長） 着席願います。

起立多数であります。よって、陳情第6号 米の需給調整及び米価下落・稲作経営農家支援対策に関する緊急要請の件は採択とすることに決定いたしました。

日程第18 陳情第1号 インボイス制度（適格請求書等保存方式）から  
シルバー会員の適用除外を求める意見書の提出  
について

議長（佐藤 實議長） 日程第18、陳情第1号 インボイス制度（適格請求書等保存の方式）からシルバー会員の適用除外を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

本件に関し、産業建設常任委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長、登壇。

〔産業建設常任委員長 登壇〕

産業建設常任委員長（森 義洋委員長） それでは、陳情審査報告書、意見書の朗読をもって報告いたします。

令和4年3月4日

亶理町議会議長 佐藤 實殿

産業建設常任委員会委員長 森 義洋

#### 陳情審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので会議規則第93条第1項の規定により報告いたします。

受理番号、受理年月日。第1号、令和4年1月18日。付託年月日、令和4年2月25日。件名、インボイス制度（適格請求書保存方式）からシルバー会員の適用除外を求める意見書の提出について。

審査結果、採択とすべきもの。

委員会の意見、別紙のとおりでございます。

委員会の意見。令和4年2月25日開催の定例会において、本委員会に付託されましたインボイス制度（適格請求書等保存方式）からシルバー会員の適用除外を求める意見書の提出についてについて、令和4年3月1日、亶理山元商工会の会長よりインボイス制度導入に関する町内商工業者の影響について調査を行い、提出者である公益社団法人亶理町シルバー人材センター理事長及び事務局長から陳情の願意について説明を求め、質疑を行った。

インボイス制度が導入されると免税事業者である会員が課税事業者となるための適格請求書発行事業者の登録を受けないと会員は適格請求書を交付できないことから、シルバー人材センターは仕入れ税額控除ができず新たに預かり消費税分を納税する必要が生じる。また、高齢の会員がみずから適格請求書発行事業者の登録や事

務を行うことは非常に困難である。

本委員会としては公益社団法人であるシルバー人材センターの運営は収支相償が原則であり、インボイス制度によって発生する消費税相当額を納税する財源がなく、財源を確保するには料金の値上げや会員への配当金の引き下げなどが考えられ、発注者のシルバー人材センター離れや会員のモチベーション低下、退会者の増加を招きシルバー人材センターの事業の衰退につながる恐れが生じる。このため、シルバー人材センターが引き続き安定的に事業運営が可能となる措置を講ずるべきとの立場である。

以上のことから、本委員会としては採択すべきものと決しました。

続いて、意見書でございます。

インボイス制度（適格請求書保存方式）からシルバー会員の適用除外を求める意見書

シルバー人材センター（以下、センターという）は高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき設立された公的団体であり、地域の日常生活に密着した就業機会を提供することなどにより、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減などに貢献している。

令和5年10月に消費税において適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度が導入される予定となっているが、同制度が導入されますと免税事業者である会員が課税業者となるための適格請求書発行事業者の登録を受けないと会員は適格請求書を交付することができないことから、センターは仕入れ税額控除ができず、新たに預かり消費税分を納税する必要が生ずるが、公益法人であるセンターの運営は収支相償が原則であり新たな税負担の財源はない。また、会員みずから適格請求書発行事業者の登録を受けるための手続を行うことは高齢の会員には非常に困難なものである。

人生100年時代を迎え、国を挙げて生涯現役社会の実現が求められる中、報酬よりも社会参加、健康保持に重きを置いた生きがいの就業をしているセンターの会員に対して形式的に個人事業者であることをもってインボイス制度をそのまま適用することは地域社会に貢献しようと努力している高齢者のやる気、生きがいをそぎ、ひいては地域社会の活力低下をもたらすものと懸念される。センターにとっては新たな税負担はまさに運営上の死活問題である。

消費税制度においては小規模事業者の配慮として年間課税売上げ高が1,000万円以下の事業者は消費税の納税義務が免除されているところであり、少額の収入しかないセンターの会員の手取り額がさらに減少することがないように同制度からの適用除外となる措置を要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月

内閣総理大臣

財務大臣

厚生労働大臣

経済産業大臣

衆議院議長

参議院議長 宛

宮城県亘理町議会 議長 佐藤 實

以上でございます。

議長（佐藤 實議長） 委員長の報告が終わりました。これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 討論なしと認めます。

これより陳情第1号 インボイス制度（適格請求書等保存方式）からシルバー会員の適用除外を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

この採決は起立により行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択とすべきものであります。この陳情に賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實議長） 着席願います。

起立全員であります。よって、陳情第1号 インボイス制度（適格請求書等保存方式）からシルバー会員の適用除外を求める意見書の提出についての件は採択とす

ることに決定いたしました。

日程第19 決議案第1号 ロシアによるウクライナへの侵略に断固抗議  
する決議案について

議長（佐藤 實議長） 日程第19、決議案第1号 ロシアによるウクライナへの侵略に断固抗議する決議案についての件を議題といたします。

提案者からの提案理由の説明を求めます。議会運営委員長、登壇。

〔議会運営委員長 登壇〕

議会運営委員長（結城喜和委員長） 決議案第1号 ロシアによるウクライナへの侵略に断固抗議する決議案について。

表記の決議案を別紙のとおり会議規則第13条第2項の規定により提出いたします。

令和4年3月14日提出

亘理町議会議長 佐藤 實殿

提出者 議会運営委員会委員長 結城喜和  
副委員長 佐藤正司  
委員 大槻和弘  
委員 鈴木秀一  
委員 森 義洋  
委員 鈴木高行  
委員 熊田芳子

提出理由。ロシアに対しウクライナへの侵略、軍事行動を直ちに中止するよう求めるとともに、政府に対し現地在留邦人の安全確保に努めるとともに国際社会と緊密に連携しつつ毅然たる態度でロシアに対して制裁措置の徹底及び強化を図り、即時無条件でのロシア軍の撤退を求めるよう要請するため。

決議案第1号 ロシアによるウクライナへの侵略に断固抗議する決議（案）

ロシアのウクライナ侵略は明らかにウクライナの主権及び国土の一体性を侵害し、武力の行使を禁ずる国際法の深刻な違反であり国連憲章の重大な違反である。攻撃により多数の民間人を含む人々の命が奪われている。



力による一方的な現状変更は断じて認められず、これは欧州にとどまらずアジアを含む国際社会の秩序の根幹を揺るがす極めて深刻な事態であり、断じて容認できない。

ここに亘理町議会はロシア政府に対しウクライナへの侵略、軍事行動を即時に停止するよう求めるものである。

日本政府においては国際社会と連携し、いずれの地域においても軍事力による現状変更は決して許されないという揺るぎない意思表示を行うとともに、ロシアに対して厳格な経済制裁などの対応、ウクライナ国民、避難者への人道支援の拡大を行うことを求める。また、政府に対しウクライナ在留邦人の安全確保及び我が国への影響対策について万全を尽くすよう求める。

以上、決議する。

令和4年3月15日 宮城県亘理町議会議長 佐藤 實

議長（佐藤 實議長） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 討論なしと認めます。

これより決議案第1号 ロシアによるウクライナへの侵略に断固抗議する決議案についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 異議なしと認めます。よって、決議案第1号 ロシアによるウクライナへの侵略に断固抗議する決議案についての件は原案のとおり可決されました。

#### 日程第20 委員会の閉会中の継続調査申出について

議長（佐藤 實議長） 日程第20、委員会の閉会中の継続調査申出についての件を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第74条の規定によりお手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上をもって本会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

なお、ご紹介いたします。総務課牛坂課長、ご起立いただきたいと思います。

このたび、牛坂課長におかれましては3月末日をもって定年退職となります。議場の皆さんから大きな拍手をもって労をねぎらいたいと思います。大変ご苦労さまでした。（拍手）

お座りください。

これをもって令和4年3月第16回亘理町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時05分 閉会

上記会議の経過は、事務局長 西山 茂 男の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 佐藤 實

署名議員 小野 明子

署名議員 佐藤 邦彦